

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

【 遊漁者・遊漁船業者の皆様へ 】

- 日頃より、クロマグロの資源管理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
- **広域漁業調整委員会指示により、次の期間はクロマグロの採捕が禁止**され、意図せず採捕した場合には、**直ちに海中に放流しなければならない**こととなっております。
 - ・ **小型クロマグロ：令和3年6月1日から令和4年5月31日まで**
 - ・ **大型クロマグロ：令和3年8月21日から令和4年5月31日まで**

【 これまでの経過 】

- 令和3年3月に開催されました「広域漁業調整委員会」におきまして、漁業法第121条第1項に基づき、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの期間、クロマグロを採捕する遊漁者に対しまして、次のような指示が発動されました。

《 令和3年3月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容 》

- 1 小型（30kg未満）クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
- 2 大型（30kg以上）クロマグロを採捕した場合には、陸揚げした日から10日以内に、採捕尾数等を水産庁に報告しなければならない。

- さらに、令和3年7月に開催されました「広域漁業調整委員会」におきまして、漁業法第121条第1項に基づき、クロマグロを採捕する遊漁者に対しまして、次のような指示が発動されました。

《 令和3年7月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容 》

- 1 遊漁者によるクロマグロの採捕が、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型クロマグロの採捕を禁止する旨、公示する。
- 2 公示により、大型クロマグロの採捕が禁止された期間中は、大型クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

- 令和3年8月20日付で上記公示がなされ、令和3年8月21日から令和4年5月31日までの期間、遊漁者による大型クロマグロの採捕が禁止となり、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならないこととなりました。

- 指示内容に違反し、農林水産大臣からの命令にも従わなかった場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処される場合がありますので、ご留意願います。

- ※ **上記公示の情報**など、広域漁業調整委員会指示に関することにつきましては、**水産庁のホームページ**をご覧ください。
アドレス「**遊漁の部屋** (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)」

水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係
TEL：(011) 204-5485